

○山県市就学援助費支給要綱

平成18年3月1日

教育委員会告示第1号

改正 平成20年3月25日教委告示第4号

平成25年3月8日教委告示第3号

平成26年3月10日教委告示第1号

平成28年3月25日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等就学のための援助(以下「就学援助」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 就学援助費を受けることができる者は、山県市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者又は山県市内に住所を有し、他の市町村立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、山県市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 第3条に規定する児童生徒の保護者

(2) 第4条に規定する児童生徒の保護者

(要保護児童生徒の認定)

第3条 教育委員会は、児童生徒の保護者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」として認定する。

(準要保護児童生徒の認定)

第4条 教育委員会は、要保護世帯(要保護児童生徒を有する世帯をいう。)以外の児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、当該児童

生徒を「準要保護児童生徒」として認定する。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金保険料の減免

キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく国民健康保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金による貸付け

(2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者のうち、収入額が国の定める生活扶助基準の需要額の1.3倍以内の世帯

ウ その他教育委員会が特に援助が必要と認める者

(申請)

第5条 就学援助費を受けようとする保護者は、児童又は生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)の意見を付した就学援助費支給申請書(様式第1号)に申請理由事項を証明できる書類を添付し、教育委員会へ提出する。

2 前項の規定にかかわらず、家族の状況表(様式第2号)により世帯員の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を届け出た場合は、就学

援助支給申請書に添付する書類のうち、山県市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成27年山県市条例第32号)第5条第2項の規定に該当するものについては、添付を省略することができる。

(援助認定及び結果通知)

第6条 教育委員会は、保護者の申請に基づき交付の可否を決定し、その結果を保護者及び校長に対し通知する。

2 教育委員会は、交付の可否の決定に当たり疑義が生じたときは、必要に応じ、民生児童委員の助言を求めることができる。

(支給対象費目)

第7条 就学援助費の費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費

2 就学援助費は、他の市町村に居住し山県市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者に対しては前項第5号及び第6号の費目とし、山県市内に居住して他の市町村立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、前項第1号から第4号までの費目の援助を行うものとする。ただし、他の市町村から児童生徒の保護者に支払われる就学援助費の費目について重複がある場合は、重複する費目を除くものとする。

3 就学援助費は、要保護児童生徒のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、第1項第4号及び第6号の費目の援助を行うものとする。

(支給額)

第8条 就学援助費は、国の補助単価から算出した額により、予算の範囲内で支給す

るものとする。

(支給方法)

第9条 就学援助費は年3回に分けて支給するものとする。ただし、医療費にかかるものは、その都度支給するものとする。

(支給期間)

第10条 就学援助費を受けることができる期間は、教育委員会が就学援助費支給申請書を受理した日の属する月から当該年度の3月までとする。

2 支給期間の途中から認定したときは、学用品費及び通学用品費については、その月から支給する。ただし、新入学児童生徒学用品費については、5月以降に認定した者には支給しない。

3 支給期間の途中で認定を取り消したときは、学用品費及び通学用品費については、その前月まで支給する。その他の経費については、認定を取り消した日の前日まで支給する。

4 対象となる児童生徒が疾病等で長期欠席した場合の学校給食費については、実際に給食を必要とした日数分を支給する。

(委任事項)

第11条 校長は、保護者の委任に基づき支給額を代理受領できるものとする。

(異動の報告)

第12条 校長は、認定児童生徒が年度の中途において、転学又は死亡等により支給を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(認定の取消し)

第13条 教育委員会は、前条の規定により報告があったとき、又は援助の必要がなくなったと認めたときは、認定を取り消すものとする。

(返還)

第14条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、既に就学援助費を支給しているときは、当該援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月25日教委告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月8日教委告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月10日教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日教委告示第3号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

就学援助費支給申請書(兼認定台帳)

年 月 日

山県市教育委員会 宛て

申請者 住所_____

(保護者)氏名_____⑩

連絡先(____)____-

次の理由により就学援助費の申請をします。

なお、この申請に伴い山県市教育委員会が、市備付けの台帳や課税状況資料等を照会することについて同意します。

●児童・生徒氏名(就学援助の対象となる小・中学校児童生徒)

学校名	学年・組	児童・生徒氏名	生年月日	性別
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	
			・ ・ ・	

●家族の状況(保護者・児童生徒を含む家族全員)

氏 名	続柄	生年月日	職業(勤務先)又は学校名(学年)
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

(記入上の注意)

- ・「家族の状況」欄には、申請時に生計を共にしている方全員を記入してください。
- ・お子さんが小学校と中学校に在籍する場合は、それぞれの学校に申請して下さい。
- 申請の理由(該当する番号に○印を付けてください。)

番号	該 当 項 目
1	生活保護を受けている
2	生活保護が受けられなくなった (年 月 日)
3	市町村民税の非課税の扱いを受けた
4	市町村民税の減免の扱いを受けた
5	個人事業税の減免の扱いを受けた
6	固定資産税の減免の扱いを受けた(ただし家屋新築による減免は除く)
7	国民年金保険料の減免を受けた
8	国民健康保険料の減免の扱いを受けた
9	児童扶養手当を支給されている
10	生活福祉資金の貸付を受けた
11	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である
12	保護者の職業が不安定で生活状態が悪い
13	その他特別な事情がある
※12及び13の場合、援助を希望される詳しい理由をご記入下さい。	

●住居の状況(○をつけてください。)

1 持ち家 2 借家 3 親と同居 4 その他()

●校長の意見欄

.....
.....
.....
..... 校 長 印

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

家族状況表

年 月 日

山県市教育委員会 宛て

申請者 住所.....

(保護者) 氏名.....

連絡先(.....).....

次のとおり世帯員の個人番号を届けます。

●家族の状況(保護者・児童生徒を含む家族全員)

氏 名	続柄	個人番号	備考

(記入上の注意)

・申請時に生計を共にしている方全員を記入してください。